

議第34号

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例の制定について
京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例
京都市円山公園音楽堂条例の一部を次のように改正する。
別表入場料を徴収しない場合の項中「15,000」を「15,420」に, 「13,000」
を「13,370」に改め, 同表入場料を徴収する場合(1日につき)の項中
「30,000円」を「30,850円」に改め, 同表備考5中「つど」を「都度」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については, なお従前の例に
よる。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い, 使用料の適正化を図る必要があ
るので提案する。